

守山市地域防災計画

本編

守山市防災会議

第1章 総則

第1節	計画の方針	1. 1
第1	計画の目的	1. 1
第2	計画の基本方針	1. 1
第3	計画の内容	1. 2
第4	計画の修正	1. 3
第5	他の計画との関係	1. 3
第6	計画の習熟	1. 4
第2節	防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	1. 5
第1	実施責任	1. 5
第2	処理すべき事務または業務の大綱	1. 6
第3節	用語	1.11
第4節	守山市の現況と防災対策の推進方向	1.12
第1	守山市の位置	1.12
第2	自然的条件	1.12
第3	社会的条件	1.14
第4	既往災害・災害特性	1.17
第5	防災施策の基本方針	1.27

第2章 災害予防計画

第1節	防災体制の整備	2. 1
第1	防災組織の整備	2. 1
第2	防災拠点の整備	2. 4
第3	情報連絡体制の整備	2. 6
第4	災害救助体制の整備	2. 7
第5	自治体等からの受援計画の整備	2. 7
第6	災害応急・復旧対策に必要な用地の確保と管理	2. 8
第7	災害記録及び防災対策に関する資料の収集・整理	2. 8
第8	被災者支援システムの運用	2. 8
第2節	災害に強いまちづくりの推進	2. 9
第1	市街地の整備	2. 9
第2	オープンスペースの整備	2. 9
第3	河川・排水路等の整備	2. 9
第4	交通施設の整備	2.10
第5	ライフライン施設の整備	2.11
第6	都市公共施設の災害対応力の強化	2.18
第7	農業用施設災害予防	2.20
第8	文化財等の災害対策	2.21
第3節	被害の軽減・防止方策	2.22
第1	風害その他の災害の防止	2.22
第2	地震火災の防止	2.23

第3	消防水利の整備	2.25
第4	資機材の整備・点検	2.25
第5	危険物施設	2.26
第6	事業所に対する指導	2.27
第7	地盤の液状化	2.27
第8	その他の被害防止	2.28
第4節	救援・救護体制の整備	2.29
第1	救急・救助	2.29
第2	応急医療	2.29
第3	食料等の備蓄及び調達	2.30
第4	飲料水等の供給	2.31
第5	し尿処理	2.32
第5節	緊急輸送体制の整備	2.33
第1	陸上輸送の体制	2.33
第2	航空輸送の体制	2.34
第3	湖上輸送の体制	2.34
第6節	避難環境整備	2.35
第1	避難施設の指定及び整備	2.35
第2	避難誘導體制の確立等	2.37
第7節	防災教育・広報及び防災訓練	2.39
第1	防災教育及び広報	2.39
第2	自主防災組織の育成	2.41
第3	事業所等の防災組織	2.42
第4	防災訓練	2.42
第5	防災マップの活用	2.43
第8節	災害時要援護者の安全確保	2.44
第1	災害時要援護者の定義	2.44
第2	在宅の災害時要援護者の避難体制の構築	2.44
第3	社会福祉施設等における防災体制の構築	2.45
第4	市外からの来訪者及び外国人への対策	2.46
第5	避難所における災害時要援護者への配慮	2.46
第9節	ボランティア	2.47
第1	ボランティアの活動と種類	2.47
第2	ボランティア意識の醸成	2.47
第3	ボランティアコーディネーター等の育成	2.47
第4	ボランティア活動を支援するための環境整備	2.48
第5	専門ボランティアとの連携体制の構築	2.48
第10節	帰宅困難者対策	2.49
第1	事業所等における帰宅困難者対策の推進	2.49
第2	駅周辺の混乱防止	2.49
第3	帰宅困難者の支援対策の充実	2.49

第3章 災害応急対策計画（一般災害）

第1節	応急活動体制	3. 1
第1	警戒体制	3. 1
第2	災害対策本部	3. 2
第3	災害対策本部職員の動員・配備	3. 9
第4	災害対策要員確保計画	3.11
第5	応援の要請	3.12
第6	後方支援対策	3.22
第7	災害応急・復旧対策に関する用地の確保	3.22
第2節	情報の収集・伝達	3.23
第1	情報連絡体制	3.23
第2	予報、警報等の種別	3.25
第3	気象等注意報・警報	3.26
第4	水防警報等	3.27
第5	雨量・水位情報	3.28
第6	災害危険個所等の情報	3.28
第3節	災害時の広報	3.34
第1	実施機関とその分担	3.34
第2	市広報活動の実施手順	3.37
第3	報道機関への発表・協力要請	3.42
第4節	消防・救急救助活動等	3.43
第1	消防活動	3.43
第2	救急救助活動	3.46
第3	危険物等・有毒物対策	3.47
第5節	水防活動	3.51
第1	水防本部設置及び分担任務	3.51
第2	危険個所等の巡視	3.51
第3	水防非常配備と出動	3.53
第6節	警備・交通対策	3.57
第1	災害時の警備	3.57
第2	道路交通規制	3.58
第7節	緊急輸送対策	3.61
第1	輸送手段の確保	3.61
第2	輸送拠点・集積場所	3.63
第3	緊急輸送の実施	3.64
第8節	緊急輸送道路等の確保	3.66
第1	緊急輸送道路の確保	3.66
第2	臨時ヘリポートの開設	3.67
第9節	ライフライン施設の応急対策	3.68
第1	上水道施設	3.68
第2	公共下水道、農業集落排水施設	3.69
第3	電気施設	3.70

第4	ガス施設	3.72
第5	電気通信設備第	3.73
第6	鉄道施設	3.74
第10節	公共施設等の応急対策	3.76
第1	道路・橋梁	3.76
第2	河川及び内水排除施設	3.77
第3	漁港施設	3.78
第4	農業水産業施設等	3.78
第5	その他社会公共施設	3.79
第6	文化財の保護	3.81
第11節	避難対策	3.83
第1	避難準備情報、避難の勧告及び指示	3.83
第2	避難情報の県等への報告	3.86
第3	警戒区域の設定等	3.87
第4	市公共施設等の来訪者・入所者等の避難	3.87
第5	避難の誘導	3.89
第6	避難路及び避難場所の安全確保	3.91
第7	避難所の開設	3.91
第8	避難所の運営	3.93
第12節	応急医療救護	3.96
第1	初動医療体制	3.96
第2	重症(傷)病者等の搬送体制	3.98
第3	重症(傷)病者等の収容医療機関	3.98
第4	医療品・資器材の確保	3.99
第5	特殊医療	3.99
第6	心のケア	3.100
第13節	生活救援対策	3.101
第1	飲料水の供給	3.101
第2	食品の供給	3.103
第3	生活必需品の供給	3.106
第4	被災宅地危険度判定の実施	3.107
第5	被害家屋調査の実施	3.109
第6	公営・民間住宅の確保・供給	3.110
第7	応急仮設住宅の建設	3.111
第8	被災住宅の応急処理	3.113
第9	応急保育の実施	3.114
第10	被害相談の実施	3.116
第14節	災害時要援護者対策	3.117
第1	災害時に配慮すべき事項	3.117
第2	災害時要援護者対策	3.117
第15節	ボランティア対策	3.120
第1	ボランティアの派遣要請・支援	3.120
第2	ボランティアの種類	3.120
第3	ボランティア活動における役割	3.121
第16節	清掃・防疫等	3.123

第1	障害物の除去	3.123
第2	ごみの処理	3.124
第3	し尿処理	3.125
第4	防疫・保健衛生	3.126
第5	行方不明者及び死体の捜索・収容・埋葬	3.128
第17節	応急教育対策	3.130
第1	事前にとるべき措置	3.130
第2	災害発生直後の体制	3.130
第3	応急教育の実施	3.131
第4	学用品の調達及び支給	3.133
第18節	災害救助法の適用	3.134
第1	災害救助法の適用基準	3.134
第2	り災者世帯の算定基準	3.135
第3	災害救助法の適用の手続き	3.136
第4	災害救助法による救助の内容等	3.137
第5	救助業務の実施者	3.137
第19節	突発重大事故応急対策	3.138
第1	事故災害の想定	3.138
第2	事故対策本部	3.138
第3	湖上災害対策	3.138
第4	航空機災害対策	3.142
第5	鉄道災害対策	3.144
第6	道路災害対策	3.146
第7	危険物等災害対策	3.148
第8	毒物劇物災害対策	3.152
第9	大規模な火事災害対策	3.154

第4章 災害応急対策計画（地震災害）

第1節	応急活動体制	4.1
第1	初動体制	4.1
第2	災害対策本部	4.5
第3	災害対策本部職員の動員・配備	4.7
第4	災害対策要員確保計画	4.10
第5	応援の要請	4.10
第6	後方支援対策	4.10
第7	災害応急・復旧対策に関する用地の確保	4.10
第2節	情報の収集・伝達	4.11
第1	情報連絡体制	4.11
第2	地震に関する情報等	4.11
第3	被害状況の収集・伝達	4.13
第3節	災害時の広報	4.18
第1	実施機関とその分担	4.18
第2	市広報活動の実施手順	4.21

第3	報道機関への発表・協力要請	4.21
第4節	消防・救急救助活動等	4.22
第5節	警備・交通対策	4.23
第1	災害時の警備	4.23
第2	道路の交通規制	4.23
第6節	緊急輸送対策	4.25
第7節	緊急輸送道路等の確保	4.25
第8節	ライフライン施設の応急対策	4.26
第1	上水道施設	4.26
第2	公共下水道、農業集落排水施設	4.26
第3	電気施設	4.26
第4	ガス施設	4.26
第5	電気通信設備	4.27
第6	鉄道施設	4.27
第9節	公共施設等の応急対策	4.30
第10節	避難対策	4.31
第1	避難準備情報・避難の勧告・指示	4.31
第2	警戒区域の設定等	4.33
第3	市公共施設等の来訪者・入所者等の避難	4.34
第4	避難の誘導	4.34
第5	避難路及び避難場所の安全確保	4.34
第6	避難所の開設	4.34
第7	避難所の運営	4.34
第11節	応急医療救護	4.35
第12節	生活救援対策	4.36
第1	飲料水の供給	4.36
第2	食品の供給	4.36
第3	生活必需品の供給	4.36
第4	被災建築物の応急危険度判定の実施	4.36
第5	被災宅地危険度判定の実施	4.38
第6	被害家屋調査の実施	4.38
第7	公営・民間住宅の確保・供給	4.38
第8	応急仮設住宅の建設	4.38
第9	被災住宅の応急処理	4.38
第10	応急保育の実施	4.38
第11	被害相談の実施	4.38
第13節	災害時要援護者対策	4.39
第14節	ボランティア対策	4.39
第15節	清掃・防疫等	4.39
第16節	応急教育対策	4.39
第17節	災害救助法の適用	4.39

第5章 災害復旧計画

第1節	災害復興計画の策定	5. 1
第1	被災状況の把握等	5. 1
第2	復興計画の策定	5. 1
第2節	市民生活安定のための緊急措置	5. 3
第1	被災者の生活確保	5. 3
第2	農林漁業関係対策	5.10
第3	中小企業関係対策	5.11
第4	義援金品の受入・配分	5.11
第3節	激甚災害の指定	5.14
第1	激甚災害指定の手続き	5.14
第2	激甚災害に関する被害状況等の報告	5.15
第3	激甚災害指定の基準	5.15
第4	特別財政援助額の交付手続き	5.15